四十九　不法に処分された産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）第四条第一項に規定する実施計画に基づく特定支障除去等事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第五条第一項に規定する特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。

五十一　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75＋B×0.5

算式の符号

A　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資（当該道府県が無利子で貸し付けるもので、当該民間事業者等が新たに従業員等を雇用することが融資の条件とされているものに限る。以下同じ。）に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものを除く。）の当該年度における利子支払額

B　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものに限る。）の当該年度における利子支払額等があること。

二　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75

五十一　不法に処分された産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）第四条第一項に規定する実施計画に基づく特定支障除去等事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十二　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第五条第一項に規定する特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。

五十三　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75＋B×0.5

算式の符号

A　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資（当該道府県が無利子で貸し付けるもので、当該民間事業者等が新たに従業員等を雇用することが融資の条件とされているものに限る。以下同じ。）に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものを除く。）の当該年度における利子支払額

B　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものに限る。）の当該年度における利子支払額等があること。

二　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75